

奈 個 情 第 2 9 号  
平成30年3月23日

奈良市教育委員会 様

奈良市個人情報保護審議会  
会長 川 村 容 子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る諮問について（答申）

平成30年2月8日付け奈学支第296号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問： 個情第29-3号】

「学びなら」学力向上事業に係る電子計算機の結合について（諮問実施機関 教育委員会教育センター教育支援課）

(別紙)

答申：個情第13号

諮問：個情第29-3号

## 答 申

### 第1 審議会の結論

奈良市立小学校の児童の学力の向上と教職員の資質向上を図るため、「学びなら」学力向上システムにおいて、当該児童の成績をデータ化し、そのデータを奈良市教育委員会が管理する「センターサーバー」に保管し、当該サーバーと受託事業者が管理するクラウドサーバーとをオンラインで結合し、当該児童の個人情報を取り扱うことについては、当該事務の公益上の必要が認められ、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

### 第2 対象事務の概要

奈良市教育委員会（以下「実施機関」という。）が実施する「学びなら」の目的は、児童の成績をデータ化し、そのデータを受託事業者が設置するクラウドサーバー上で分析を行い、その結果をもとに児童それぞれの習熟度に合わせた復習教材を提供することにより、児童の学習意欲と学力の向上を図るとともに、教職員の授業改善に生かすことである。

実施機関から諮問があった、平成30年度から実施予定の具体的な事務フローは次のとおりである。

- 1 児童が各小学校で単元テストを受ける。
- 2 教職員は、各小学校の端末や機器により、1の単元テストの成績をデータ化する（以下当該データ化された情報を「テスト結果データ」という。）。
- 3 教職員は、テスト結果データを実施機関が管理するセンターサーバー（以下「センターサーバー」という。）に送信し、さらにセンターサーバーから受託事業者が管理するクラウドサーバー（以下「クラウドサーバー」という。）に転送し、クラウドサーバー内でテスト結果データの採点及び分析を行う（以下当該採点及び分析された情報を「分析等データ」という。）。
- 4 受託事業者は、分析等データを基に単元テストを受けた児童の習熟度に合わせた教材（レコシート）を作成し、それを各小学校に運送会社を通じて配送する。

実施機関は、3においてセンターサーバーとクラウドサーバーをネットワーク回線で結合し、当該児童の個人情報を取り扱うことについて、奈良市個人情

報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第10条第2項の規定により、当審議会に諮問した。

### 第3 個人情報の安全性の確保

実施機関は、センターサーバー及びクラウドサーバーにおいて児童に係る個人情報を取り扱うに当たり、次のような措置を講じることで、その安全性を確保しようとしている。

- 1 教職員が児童の氏名、学年及び出席番号並びにテスト結果データを送信する端末とセンターサーバーとを接続するネットワークは、不特定多数の接続を制限するIP-VPN回線を採用した閉域ネットワーク回線を用いる。
- 2 センターサーバーに、ログインIDや、パスワードによるアクセス権限を設定することにより、システムを利用できる者を制限する。
- 3 センターサーバーに、固定IPアドレスを設定することにより、システムセンターサーバーを利用できる機器を限定する。
- 4 センターサーバーとクラウドサーバーとを接続するネットワークは、SSL暗号化通信を用いたインターネット回線を用いる。
- 5 クラウドサーバーに、ログインIDや、パスワードによるアクセス権限を設定することにより、クラウドサーバーを利用できる者を制限する。
- 6 分析等データは、クラウドサーバー内でのみ保有し、外部記録媒体を用いない運用を行うことにより、個人情報漏洩等のリスクを軽減する。
- 7 クラウドサーバーから第2の4の教材（レコシート）を作成する工場にデータ転送する際に利用するネットワークは、受託事業者による独自のイントラネット専用回線を用いる。

### 第4 審議会の判断

センターサーバーとクラウドサーバーとをオンラインで結合することについて、当審議会は、次の理由により公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

- 1 児童の学力の向上と教職員の資質向上を図るに当たって、クラウドサーバーとセンターサーバーとを結合することの有用性について

市立小学校の教職員については、その経験年数が10年未満である教職員が半数以上を占めている。そこで、実施機関は独自の学習向上システム「学びなら」において、情報処理や通信に関連する技術、設備、サービス（以下「ICT」という。）を用いて児童の学力データを分析することで、若手教職員が適切

な教科指導をするための支援をし指導方法の改善を図ろうとしている。また、実施機関は、児童の学習状況を客観的に把握し、習熟度に応じた支援を行うことにより、学力向上を図ろうとしている。

このような目的を達成するため、実施機関が学習向上システム「学びなら」の構築に当って、クラウドサービスを導入した場合、次のような事務処理の効率化が図られる。

- (1) クラウドサービスを用いて児童の学力データを分析することにより、児童に対する指導上の諸課題に的確に対応できるようになるとともに、児童を新たな学びに導くための具体的な手法を迅速に把握できるようになるなど、教職員の指導方法の改善と効率化を図ることができる。
- (2) クラウドサービスを利用することにより、児童の学習状況を客観的に把握することができるようになるとともに、個々の児童の習熟度にあわせた教材を提供することで効率的な学力向上を図ることができる。

## 2 個人情報の保護について

実施機関は、センターサーバーとクラウドサーバーとをオンラインで結合するに当たって、個人情報を適正に取り扱うために次のような措置を講じており、本人の権利利益を侵害するおそれがないものと認められる。

- (1) センターサーバー及びクラウドサーバーに係るネットワーク及び専用端末にアクセスする際の記録の取得及び制御を行う。
  - (2) ユーザーID及びパスワードを設定することによりセンターサーバー及びクラウドサーバーに係るネットワーク及び専用端末にアクセスできる職員を限定する。
  - (3) 安全性の高いネットワーク（センターサーバー内ネットワークにあつてはIP-VPN回線を利用した閉域ネットワーク回線、センターサーバーからクラウドサーバーへのネットワークにあつてはSSL暗号化通信を用いたインターネット回線）を利用することにより児童に係る個人情報を暗号化するとともに、第三者が不正に接続できない仕組みを構築する。
  - (4) 児童に係る個人情報はクラウドサーバー内でのみ保有し、外部記録媒体を用いない運用を行うことにより、個人情報が漏洩する等のリスクを軽減する。
- 3 当審議会は、諮問された本件事案については1及び2のとおり、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられていることから、本人又は第三者の権利利益が不当に侵害されることはないと判断した。

なお、センターサーバーとクラウドサーバーとをオンラインで結合するに当たっては、個人情報の適正な取扱いを徹底するため、次の事項について措置を講じた上で、実施されたい。

- (1) 実施機関は、受託事業者と業務委託契約書を締結するに当たっては、テスト結果データの採点及び分析業務の内容及び責任の所在について当該委託契約書上で明らかにすること。
- (2) 実施機関は、テスト結果データの採点及び分析業務をクラウドサーバーで行うに当たって、クラウドサーバーの利用及び責任の所在について、当該委託契約書上で明らかにすること。
- (3) 第2の4の教材（レコシート）の各小学校への配送業務は、受託事業者とは別の運送事業者が行うとのことであるが、これは法律上、再委託業務となるため、その旨を契約書上で明らかにし、個人情報の取扱いについて適切な手続を執ること。
- (4) 実施機関は、個人情報の保護措置について情報の流出や漏えい、改ざんの防止のため、受託事業者（再委託先を含む。）が講じるべき措置を定めるとともに、「個人情報取扱特記事項」を付すなどして当該管理事業者が遵守すべき個人情報の保護に関する措置を明らかにすること。
- (5) 実施機関は、このほかの関係する契約においても相手方である契約当事者及び再委託先事業者の地位を明確にし、その業務の実態に合わせて遺漏のない契約を締結すること。

## 第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成30年 2月 8日	実施機関から諮問を受けた。
平成30年 2月26日	平成29年度第2回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
平成30年 3月23日	平成29年度第3回審議会 答申の最終確定を行った。
平成30年 3月23日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	京都聖母女学院短期大学准教授	
井戸田 博樹	近畿大学教授	
川 村 容 子	弁護士	会 長
佐々木 育子	弁護士	会長職務代理者
浜 口 廣 久	弁護士	